



じゅけいしゃ ねんきん 受刑者のための年金ガイド

じゅきゅう けんり しはら ぎむ しゃかいふっき む
受給する権利と支払い義務 — よりよい社会復帰に向けて

はじめに 2

第1部 年金とは 4

- 1 国民年金って何？
- 2 会社に勤めたことがあるけれど……
- 3 20歳になったら国民年金

第2部 年金の掛け金 6

- 1 掛け金（国民年金保険料）について
- 2 払えないときは免除申請
- 3 免除申請書、記入するのはココだけ
- 4 免除申請書に書く「基礎年金番号」って何？

第3部 年金の種類 9

- 1 老後だけじゃない…… (1) 障害の年金
- 2 老後だけじゃない…… (2) 遺族の年金

第4部 年金の受け取り 12

- 1 年金手帳を持っていません。
- 2 ねんきん定期便が届いていないけれど大丈夫？
- 3 25年払わないと年金はもらえないと聞いたけど？
- 4 結局、いくらもらえるの？
- 5 老齢の年金は何歳からもらえるの？
- 6 銀行口座がありません。
- 7 手続をしないでおくと、時効でもらえなくなるらしい

第5部 その他 16

- 1 不服申し立て
- 2 ご家族との関係について
- 3 刑事施設と年金

コラム

年金事務所からパンフレットをもらいたい！ 3
健康保険のこと 11

免除申請書の用紙見本 9

年金手帳再交付申請書の見本 15

追加情報 17

参考資料

矯正施設収容中の者に対する国民年金制度
に関する指導等について（通知） 18



はじめに

もし、あなたが20歳から61歳のあいだで、最近、国民年金の手続をされていない場合には、ぜひ、「国民年金保険料免除申請書」(9ページに見本)の用紙を3枚、入手してください。

手続がなぜ必要か、申請するとどんな良いことがあるのか、申請しないとどうなるのか、わからなくても大丈夫です。申請して損することは何ともありません。申請しないで残念な結果になることは、いくつかあります。ぜひ手続してください。

私が、受刑者のかたがたの年金のことを考えたとき、「いっしょうけんめい手続をしても、もらえる金額はわずか。それでもお知らせすべきだろうか」と、迷ったことがあります。それでもやはりお伝えしたいと思った理由は、

- ①年金は、あなたご自身が堂々と使えるお金であること。
預貯金を調査されたり、親類縁者に問い合わせがいたりすることはありません。
- ②いったんもらう権利ができれば、わずかな金額でも生きている限りもらえること。
刑事施設に入所前や、出所後に支払った年金保険料が、もらえる年金額に反映します。
- ③年金の相談をするとき、余計なことを聞かれずにすむこと。

実は3つ目の「余計なことを聞かれずにすむこと」は忘れてしまいがちですが、皆さんが普通の社会生活に戻ったとき、とても大切なことだと考えています。

今後、あなたご自身のほか、あなたのご家族が年金の相談をすることもあるかと思います。そのとき、長い期間にわたって国民年金保険料を払っていない期間や、何も手続をせずに未加入になっている期間があると、役所の窓口の相談係は必ず聞いてきます。

「この期間は、どこで何をされていましたか？」

「実は……、刑務所に入っていました……」

これは意地悪で聞いているのではありません。年金の記録が間違っているのではないかとどこかの会社にお勤めされていたのではないかと、本当は払っているのに記録されていないのではないかと、という意味で聞いています。

免除の手続をしてあれば「ああ、きちんと手続されていたのですね。」というだけで、余計なことを聞かれる心配はありません。

この冊子は、おもに刑事施設内という特殊な状況を踏まえて、できるだけ気軽にお読みいただけるよう、書いています。余計なことだけど、知っておくと便利なことも書くようにし

ました。その代わりに、細かいことを省略してあったり、言葉を置き換えているところもあります。年金のことをもっと詳しく知りたい方は、「年金事務所からパンフレットをもらってほしい」と、施設の職員さんをお願いしてみてください。



年金事務所からパンフレットをもらいたい！

年金事務所は、分かりやすい無料のパンフレットを多数配布しています。インターネットからのダウンロードも可能ですので、刑事施設の外にいる家族などに入手を頼むというのも1つの手です。年金事務所の住所が分かれば、返信用切手を同封して、自分で取り寄せることも考えられます。

また、刑事施設の職員さんに頼むこともできます。法務省の2013（平成25）年9月20日付の「矯正施設収容中のものに対する国民年金制度に関する指導等について」という通知（法務省矯成第2064号）の第1項（4）には、「矯正施設において、国民年金制度に関する各種届書用紙や被収容者への閲覧用の国民年金制度に関するパンフレットを整備すること、年金事務所等の職員を講師として招へいすることなど、被収容者に対し国民年金制度に関する指導等を行うために必要な措置を講ずるに当たって、年金事務所等に協力を依頼すれば、可能な範囲において、協力を得ることができること。」と書かれています。ですから、刑事施設の職員さんは、年金事務所の協力を得て、パンフレットを整備することが求められていると言えます。

なお、2014（平成26）年現在で年金事務所が配布しているパンフレットの中でおすすめのものには、「知っておきたい年金のはなし」（全32ページ）、「老齢基礎年金・老齢厚生年金の仕組み」（全20ページ）、「遺族基礎年金・遺族厚生年金の仕組み」（全16ページ）、「障害年金ガイド」（全12ページ）です。

第1部 年金とは

1 国民年金って何？

日本国内に住んでいる20歳から60歳の人全員、国民年金に加入しています。加入した覚えがない人でも、加入していることになっています。外国籍の方も、日本に長く住んでいれば加入します。

20歳から60歳までの若いときに国に保険料を支払い、年をとって働けなくなったときに生活費の一部として、年金が支払われます。この老後の年金の正しい名称は「老齢基礎年金」です。制度は「国民年金」ですが、そこからもらう年金は「基礎年金」という名前です。20歳から60歳までの40年のうち、

- ①国民年金の保険料を払った期間
- ②国民年金の保険料を免除されていた期間
- ③会社で厚生年金などに加入していた期間

これらが合わせて25年以上になれば、65歳から老齢基礎年金がもらえるようになります。20歳から60歳までの40年のうち、25年ということは、サボれる期間は15年。学校を卒業してもすぐに就職できなかつたり、会社が倒産したり、定年より10年も前にリストラされてしまったり、今までは25年に足りなくて年金がもらえない方も多くいらっしゃいました。でも今後、消費税が10%になったときには、25年ではなく、これらが合わせて10年あれば年金がもらえるようになります。もちろん、もらえる金額は「それなり」です。が、わずかな金額でも生きていく限りずっともらえるのと、1円ももらえないのでは、大きな違いです。また、年金をもらえるようになっていけば、同じ世代の人たちとも話が合います。「また年金、下がったよね。」とか、「何かお知らせのハガキ、きてたよね？」など。このまま年金をもらえないままで、テレビや新聞のニュースも自分に関係ないと思うと、さびしいものです。

2 会社に勤めたことがあるけれど……

求人広告に「社会保険完備」などと書かれた会社にお勤めしたことはありませんか？ または、お勤め先の会社から健康保険証を渡され、以前なら「健康保険の本人だから初診料以外は病院代タダ」とか「健康保険の本人だから1割だけ払えばいい」とか言われたことはありませんか？ 最近では健康保険の本人も、家族も、国民健康保険も、みんな3割負担になってしまいましたが、昔は健康保険の本人だけはずいぶん優遇されていました。この健康保険があった会社は、同時に厚生年金に加入していた可能性が高いのです。

あなたの年金加入履歴に、社会保険に加入して働いた会社の名前は、全部載っていますか？ もし載っていない会社名があれば、昭和または平成何年ごろか、会社の所在地はどこかなど、思い出してみてください。いろいろなデータはコンピュータで管理されていますので、あなたの名前と生年月日を入力するとデータを取り出すことができます。ただし、日本全国には同姓同名で、同じ生年月日の人もいます。そのデータがあなたのものであるかどうかは、あなたにお勤めされていた会社名を思い出していただかないと、わからないのです。

3 20歳になったら国民年金

20歳という年齢は、実はとても中途半端です。中学や高校を卒業してすでに働き始めている人、大学や専門学校に通っている人、進学を目指して浪人中の人、就職先を探している人、夢を追って旅をしている人。さまざまな事情で、刑事施設内で20歳を迎える方もあるかもしれません。どんな人でも20歳の誕生日を迎えたら、国民年金に加入します。最近では20歳になる少し前に、国民年金に加入するための書類が郵送されてきます。民間の生命保険などと違い、「どうしようかな」などと迷う必要はありません。もしこの書類を提出していなくても、役所が勝手に加入手続をします。「それなら、加入手続などいらぬのでは？」と思ってしまう。

でも大切なのはその後。国民年金保険料を払うのか、あるいは免除を申請するのか。どちらもしないで放置していると、あなたにとって不利になることがあります。老後は65歳まであと何年と、自分で数えることができます。それに備えて貯金をしたり、どうせ老後はビンボーさと、覚悟を決めておくこともできます。ところが、大きなケガをしたり、大きな病気をして障害を負ってしまう日や、亡くなる日は明日かもしれないし、今日かもしれないのです。障害年金や遺族年金など、これらの年金は、手続がたった1日遅くなっただけで、もらえなくなることがあります。

特に、20歳になりたての期間は、とても大切です。



第2部 年金の掛け金

1 掛け金（国民年金保険料）について

国民年金の掛け金は、正しくは国民年金保険料といいます。2014（平成26）年度の金額で、1ヶ月15,250円です。簡単に支払える金額ではありません。

20歳になった方は、20歳になった月の分から支払いが始まります。毎月の保険料は、その次の月の月末日までに支払うことになっています。たとえば5月15日に20歳になった方は、5月分を6月30日までに支払います。そのあとは、6月分を7月31日、7月分を8月31日というふうに、毎月払っていきます。そして60歳になった月の分からは払わなくてよくなります。

途中で国民年金保険料の支払いをサボったために、ここでもまだ、年金をもらうだけの年数に足りない方は、60歳以降も支払いを続けることもできます。最長で69歳までです。69歳でもまだ足りないときでも、これ以上は支払いを続けることはできません。

半年分や1年分をまとめて前払いすると、少し割引があります。また、ご自分が払えなくても、ご家族の方に払っていただけるようでしたら、その払ったご家族の方の税金が少し安くなることがあります。

あなたの配偶者（あなたの妻または夫のことです）が会社にお勤めになっていれば、もしかしたらあなたを「扶養家族」にすることができるかもしれません。扶養家族になっている方を「国民年金の第三号被保険者」といいます。被保険者とは、国民年金に加入している人のことです。この「第三号被保険者」になっていれば、毎月15,250円の国民年金保険料を払う必要はありません。この冊子の一番最初に書いた、「国民年金保険料免除申請書」を出す必要もありません。払ってなくても、払ったと同じことになっています。たいへんお得な制度ですので、ぜひ、ご家族に聞いてみてください。

2 払えないときは免除申請

毎月15,250円という金額は、社会でふつうに生活している人でもなかなか簡単には支払えない金額です。そこで、「収入が少ないので払えません」とか「少しまけてくれないか」と免除申請を出すことができます。

1級・2級の障害基礎年金をすでに受けていらっしゃる方、生活保護を受けていらっしゃる方は、自動的に免除になりますので、急いで免除申請を出す必要はありません。よくわからない方は、とりあえず、免除申請を出してしまいましょう。

刑事施設からでは、いろいろな手続も、お知らせが行き届かなかつたり、余計な手間や日数がかかることがあります。このような状況ですが、残念ながら今のところ、刑事施設にいたという理由だけでは自動的に免除にはなりません。免除申請書（免除してくださいとお願する書類）（9ページに見本）を出す必要があります。

免除申請書を出しても、そのあとも審査に最低でも3ヶ月くらいかかります。結果は必ず、ハガキでお知らせがきます。審査とは、主に申請したご本人と配偶者（妻または夫）や世帯主（住民票の一番最初に名前が出てくる人）の収入を調べます。刑事施設にいらっしゃるご本人の収入がゼロでも、配偶者や世帯主の方にじゅうぶんな収入があると、その方たちに払ってもらってください、と、免除申請が却下（みとめてもらえない）になることがあります。世帯主に収入がある場合は、住民票の世帯を分ければ良いのですが、住民票を分けると国民年金保険料以外のところに影響があるかもしれません。ご家族とよくご相談なさってください。

免除が認められたとき、全額免除のほかに「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」というものがあります。これらは、「4分の1は免除するので、残りの4分の3は払ってください」「半額は免除するので、残りの半額は払ってください」「4分の3は免除するので、残りの4分の1は払ってください」という意味です。この免除にならなかった「残り」を払わないと、せっかくの免除申請がムダになります。ここで放置すると、免除申請も何もしなかったのと同じこと。ただの未納期間になってしまいます。

免除申請するにあたり、住民登録のある市町村に、あなたご自身に収入がないという「住民税の申告」をしなければならぬことがあります。免除の申請も、住民税の申告も、ご家族の方が代わりに提出してくれている場合もあるかもしれません。

住民登録がない方は、矯正施設の所在地を住所地として住民登録することもできます。

最初の1回目は、面倒に思われるかもしれませんが、2回目からはそれほど大変ではありません。うまくいかないことがあっても、チャレンジしてみてください。なお、60歳以降の期間は、そもそも国民年金に加入する義務がありませんので、免除もありません。

3 免除申請書、記入するのはココだけ

何やらゴチャゴチャした申請書ですが、**1・2**は、少しなら払ってもいい人以外は、記入しなくて良いです。

4は、最近結婚した・離婚した方など、家族構成が変わった方以外は、記入不要です。

3と**5**は必ず記入してください。

基礎年金番号がわからない方は、「11. 年金手帳を持っていません。」をよく読んで、年金手帳再交付依頼書といっしょに提出してください。

3の右端にある「③申請期間」について

この申請が初めての方は、申請用紙3枚（7月中なら4枚）もらってください。

申請期間には、それぞれ次の年度を記入してください。

免除申請書を出す時期	③に記入する申請期間
平成 26. 8 から平成 27. 6 月	平成 24 年度・平成 25 年度・平成 26 年度
平成 27. 7 月	平成 24 年度・平成 25 年度・平成 26 年度・平成 27 年度
平成 27. 8 から平成 28. 6 月	平成 25 年度・平成 26 年度・平成 27 年度
平成 28. 7 月	平成 25 年度・平成 26 年度・平成 27 年度・平成 28 年度
平成 28. 8 から平成 29. 6 月	平成 26 年度・平成 27 年度・平成 28 年度
平成 29. 7 月	平成 26 年度・平成 27 年度・平成 28 年度・平成 29 年度
平成 29 年 8 から平成 30. 6 月	平成 27 年度・平成 28 年度・平成 29 年度

5の★（はい・いいえ）は、★（はい）いいえ）のように、「はい」を○で囲んでください。

免除が認められたとき、次の年からは申請書を出さなくても、自動的に審査してもらえます。

審査の結果は必ずハガキで届きますので、「はい」に○をつけても、翌年の7月以降に「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」が届かないときは、もういちど、確認するようにしてください。

4 免除申請書に書く「基礎年金番号」って何？

年金手帳にはオレンジ色のものと、青色のものと2種類あります。オレンジ色は少し古いもので、中を開くと国民年金の番号と厚生年金の番号が2つ書けるようになっています。番号がどちらかひとつしか書いてなければ、その番号が基礎年金番号になります。また、「基礎年金番号通知書」という紙が貼ってあるかもしれません。「基礎年金番号通知書」があれば、基礎年金番号はここに書かれている番号です。「基礎年金番号通知書」がなく、国民年金の番号と厚生年金の番号の両方が書いてあれば、そのどちらかが基礎年金番号になっているはずです。この場合は、年金手帳を再発行してもらいましょう。基礎年金番号は必ず一人にひとつ。住所が変わっても名前が変わっても、基礎年金番号は変わりません。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

提出用

1 免除等区分 (※申請しない区分がある場合は「×」や「/」で抹消してください。)

①全額免除	②納付猶予 (30歳未満に限る)	③4分の3免除 (4分の1納付)	④半額免除 (半額納付)	⑤4分の1免除 (4分の3納付)
-------	---------------------	---------------------	-----------------	---------------------

届書コード	処理区分	届書
635	1 01登録	
数値計算	634	

2 納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序 (※変更する場合は、以下のA~Cのいずれかを「○」で囲んでください。)

A. 4分の3免除の次に納付猶予を審査 (①→③→②→④→⑤の順に審査)	B. 半額免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→②→⑤の順に審査)	C. 4分の1免除の次に納付猶予を審査 (①→③→④→⑤→②の順に審査)
---	---------------------------------------	---

(承認区分)
 1. 全額免除承認 7. 納付猶予+全額免除承認
 2. 半額免除承認 8. 納付猶予+半額免除承認
 3. 4分の1免除承認 9. 納付猶予+4分の1免除承認
 4. 4分の3免除承認 10. 納付猶予+4分の3免除承認
 5. 納付猶予承認

3

(1)基礎年金番号 01	(2)生年月日 02	* (3)申請年月日 03	* 審査結果 04	* (4)審査区分 ① 05
	5. 昭和 年 月 日 7. 平成 年 月 日	7. 平成 年 月 日	承認(区分)	全額免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除 納付猶予
被保険者(申請者)氏名 (フリガナ)	配偶者(夫または妻)氏名 (フリガナ)	世帯主氏名 (フリガナ)	③申請期間	平成 年度分
★前年所得		★前年における所得税・障害者控除・寡婦控除		
A. 被保険者(あり・なし)	1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有)	2. 非課税		
B. 配偶者(あり・なし)	1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有)	2. 非課税		
C. 世帯主(あり・なし)	1. 課税(障害者控除有 寡婦控除有)	2. 非課税		
		* (5)承認期間(始期) 06	* (6)承認期間(終期) 07	* (7)法免除減年月日 08
		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
		(継続申請申出区分) 0. 継続申請希望無し 1. 継続申請希望有り		

確認欄	市町村確認欄		
	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
* 政令で定める額	円	円	円
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④ 1. 障害者 2. 寡婦	(4-A) ⑤ 1. 障害者 2. 寡婦	(7-A) ⑥ 1. 障害者 2. 寡婦
* 控除対象	(1-B) ⑦ 人	(4-B) ⑧ 人	(7-B) ⑨ 人
控除対象配偶者および扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)数	(1-C) ⑩ 人	(4-C) ⑪ 人	(7-C) ⑫ 人
老人控除対象配偶者および老人数	(1-D) ⑬ 人	(4-D) ⑭ 人	(7-D) ⑮ 人
特定扶養親族および扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)数	(2-A) ⑰ 円	(5-A) ⑱ 円	(8-A) ⑲ 円
* 前年の所得額 I	(2-B) ⑳ 円	(5-B) ㉑ 円	(8-B) ㉒ 円
* 純損失および雑損失 III	(2-C) ㉓ 円	(5-C) ㉔ 円	(8-C) ㉕ 円
* 控除	①雑損 (2-B) ㉖ 円	(5-B) ㉗ 円	(8-B) ㉘ 円
	②医療費 (2-C) ㉙ 円	(5-C) ㉚ 円	(8-C) ㉛ 円
	③社会保険料 (2-D) ㉜ 円	(5-D) ㉝ 円	(8-D) ㉞ 円
	④小規模企業共済等掛金 (2-E) ㉞ 円	(5-E) ㉟ 円	(8-E) ㊱ 円
	⑤配偶者特別 (2-F) ㉟ 円	(5-F) ㊲ 円	(8-F) ㊳ 円
	⑥ 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額 (2-G) ㊴ 円	(5-G) ㊵ 円	(8-G) ㊶ 円
	障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族) (3-A) ㊷ 人	(6-A) ㊸ 人	(9-A) ㊹ 人
特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者および扶養親族) (3-B) ㊸ 人	(6-B) ㊹ 人	(9-B) ㊺ 人	
寡婦または寡夫 (注)該当する場合のみをつけてください (3-C) ㊹ 1. 該当する	(6-C) ㊺ 1. 該当する	(9-C) ㊻ 1. 該当する	
寡婦特別 (注)該当する場合のみをつけてください (3-D) ㊺ 1. 該当する	(6-D) ㊻ 1. 該当する	(9-D) ㊼ 1. 該当する	
勤労学生 (注)該当する場合のみをつけてください (3-E) ㊻ 1. 該当する	(6-E) ㊼ 1. 該当する	(9-E) ㊽ 1. 該当する	
控除の合計額 II	円	円	円
* 控除後の所得額 I-II-III (一部免除申請)	円	円	円
* 特例認定区分 (注)該当する場合のみをつけてください ㊾ 1. 失業者 2. 被災者 4. その他	(6-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	(9-G) ㊿ 1. 失業者 2. 被災者 3. DV 4. その他	送信
* 天災を事由とした場合の意見			

4 備考欄

配偶者の住所が異なるときはその住所を記入してください ()

A. 被保険者 平成 年 月 日
 B. 配偶者 平成 年 月 日
 C. 世帯主 平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません
 平成 年 月 日

市区町村長 印

5 住所・氏名・継続希望欄

上記のとおり免除・納付猶予を申請します。また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。この申請に必要な所得情報、生活保護受給情報、配偶者及び世帯主に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。全額免除または納付猶予が承認された場合は、次の申請期間(翌年)以降も全額免除または納付猶予を申請することを希望します。その場合には当該申請に必要な所得情報の確認について、日本年金機構に委託します。★(はい・いいえ)

〒 年 月 日
 被保険者住所 平成 年 月 日
 日本年金機構理事長 あて
 被保険者氏名 印 電話 - -

※申請者が自ら署名する場合は、押印は不要です。

市区町村
 年金事務所
 受付印

第3部 年金の種類

1 老後だけじゃない…… (1) 障害の年金

国民年金からもらえる年金の種類は3つ

- ①老後の年金 …………… 老齢基礎年金
- ②障害の年金 …………… 障害基礎年金
- ③遺族の年金 …………… 遺族基礎年金

「障害年金」という言葉を聞いたことがあるかもしれません。これは、わざわざ特別^{とくべつ}に加入するものではなく、ふつうに国民年金に加入しているときに大きなケガや病気で障害^{のこ}が残ったときにももらえるものです。もらえる金額は、2級の障害基礎年金は老後の年金と同じ772,800円です。老後の年金は保険料を払わなかった分は減^へらされますが、障害基礎年金は、1回もぬけることなく保険料を払ったときの老後の年金と同じ金額です。障害^{おも}が重いときには1級の障害基礎年966,000円です。高校生までのお子さんがいらっしゃれば、少し増額^{ぞうがく}されます。

イザというとき障害年金をもらえるかどうかの分かれめは、

- ・そのケガや病気の初診^{い し、しやうめい}日を医師が証明^{たいのう}してくれること
- ・初診日の前の日に、国民年金保険料の滞納^{しんだんしよ}がないこと
- ・障害の重さを、医師の診断書で証明^{たいのう}できること

障害^{のこ}が残^{とつぜん}るようなケガや病気は、ある日突然に起こります。そのときに国民年金の保険料をずっと滞納^{おも}していると、どんなに障害^{おも}が重くても障害年金はもらえません。この冊子の一番最初に「国民年金保険料免除申請書」を出してください、と書きました。免除^{みと}が認められれば、これは滞納ではありません。

また、障害年金は初診^{じゆうじやう}日がとても重要になります。初診日にサラリーマンだったのか、そうでなかったのかにより、もらえる年金の種類も金額も違ってきます。これからの長い人生^{ちが}の中で糖尿病^{とうじやうびやう}など、あとあとになって重症^{じゆうじやう}になるかもしれない病気のときは、初診日を証明するために、病院からもらった領収書^{りやうしゆうしよ}や明細書^{めいさい}は大切に保管^{ほかん}しておくようにしてください。病院はあなたの診療録^{しんりやうろく}を5年間しか保存^{ほぞん}していません。5年経過^{けいか}していなくても、病院が廃業^{はいぎやう}してしまうと書類を書いてもらえなくなります。

障害年金をもらえるかどうかは、病名^{びやうめい}で判断^{はんだん}するものではありません。病状^{びやうじやう}です。精神障害^{せいしん}でもらっている方もいらっしゃいます。生まれつきの障害や小中学生のときの病気・ケガが

原因でも障害年金になることがあります。20歳前に初診日がある障害年金は矯正施設収容中は支給されていません。このような方は、国民年金保険料は免除されていますが、出所されたらすぐに障害年金が再開されるよう、住民税の申告をしておくようにしましょう。出所される際には、刑確定日・入所日・出所日等の証明書をご用意ください。

2 老後だけじゃない…… (2) 遺族の年金

国民年金の遺族年金は、高校生までのお子さんがいらっしゃる場合だけです。人数によって金額は増えますが、お子さんが2人いても金額は2倍にはなりません。お子さんが18歳になった後の3月までで終わります。これも、特別に加入をするものではなく、ふつうに国民年金に加入している間に亡くなれば、お子さんまたは配偶者の方に支給されます。老後の年金や障害の年金は、あなたご自身が受けるものですが、遺族の年金は、あなたのお子さんが高校を卒業するまでの生活費の一部として、支払われます。こちらも国民年金保険料を払っていない期間が長くあると、1円ももらえません。

健康保険のこと

刑事施設内では健康保険が使えません。ということは？ 健康保険料を払わなくてよいということですよ。

国民健康保険にご加入の場合、あなた一人の世帯なら、保険料滞納で自然消滅しているかもしれません。2人以上の世帯で国民健康保険の方は、加入している人数で保険料がかかります。このときは住民票のある役所に減免申請をしてください。あなたの分まで保険料を払っていた場合、市町村ごとの決まりにもよりますが、時効にかからない分の保険料を返してもらえることがあります。

あなたご自身が会社などの厚生年金・健康保険にご加入の場合、健康保険料のみ免除になります。会社が「健康保険法第118条第1項該当届」を提出することになっています。このとき、ご本人の健康保険料が免除になっても、扶養家族の方の健康保険証は使うことができますので、ご心配いりません。

刑事施設内にいらっしゃるあなたが、会社員の方の扶養家族になっているときも、同じ届出が必要です。この場合は払う健康保険料の金額は変わりありません。

同様に、介護保険も刑事施設内ではこれを使った介護を受けることはできません。そのため、介護保険料が減免されることがあります。64歳までの方は健康保険料と一緒にありますが、65歳以上の方は介護保険料単独で請求されます。すでに年金を受け取っていると、年金から天引きされていることもあります。こちらも調べてみてください。

第4部 年金の受け取り

1 年金手帳を持っていません。

年金手帳は再発行ができます。この冊子の15ページに「年金手帳再交付申請書」の用紙をつけておきます。

ねんきん定期便^{ていきびん}などで基礎年金番号^{きそねんきんばんごう}がわかる方は、その番号を記入してください。日本全国には同姓同名で生年月日も同じ方がいらっしゃるかもしれません。基礎年金番号も何もわからない方は、以前おつとめされたことのある会社名や、20歳以降に住んでいた住所^{しよ}を便せんなどに書いて、年金手帳再交付申請書といっしょに提出してください。

2 ねんきん定期便が届いていないけれど大丈夫？

「消えた年金」^{きえたねんきん}「宙に浮いた年金」^{ちゆううにういたねんきん}のニュースを見たり聞いたりしたことがあると思います。基礎年金番号は一人ひとつずつのはずなのに、一人で2つ以上の番号を持っている方が、たくさんいらっしゃいました。番号の違う年金手帳^{ちがねんきんていせう}を何冊もお持ちの方もいらっしゃいました。ひとつの番号に記録されている年金しかもらっていなかったり、中には違う番号で支払ったはずのものが迷子^{まいご}になっていて、年金を1円ももらえていない方もいらっしゃいました。

これらを整理して、一人の記録はひとつの番号に集め直すため、2007（平成19）年から2008（平成20）年にかけて国民全員に「ねんきん特別便」^{ねんきんとくべつびん}が送付^{そうぷ}されました。あなたがおつとめしていた会社は全部書かれていますか？ 国民年金保険料を払った期間は全部書かれていますか？ というものです。「ねんきん特別便」のあとも毎年、誕生日の月には「ねんきん定期便」^{ねんきんていきびん}が送られています。お一人おひとりに、「ねんきん特別便」で過去^{かこ}をぜんぶ確認してもらい、その後は「ねんきん定期便」で毎年1年分ずつを確認してもらおうというものです。最初のころは年金事務所にたくさんの担当者^{たんとうしや}をおいて、ほとんどの方がご自分の記録をひとつにまとめることができていると思います。でも、いまだに、誰のものかわからない記録が残っています。本当の名前や年齢をかくして会社におつとめされていたり、正しい名前・生年月日のはずが事務手続^{まじが}のどこかで間違えられていたり、戦時中の記録が見つかった方もいらっしゃいました。漢字が違っていても、読み方が違っていても、見つけるのに時間がかかることがあります。

もしご自分の「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」を見たことがない方がいらっしゃいましたら、ぜひ、手に入れてください。ご家族がいらっしゃる方はそちらに届いているかもしれません。そして内容が違っていたら、早めに申し出てください。

最初のころの「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」には、基礎年金番号が書かれています。

しかし、最近のものには書かれていません。他の人があなたになりすまして、問い合わせができてしまうためです。それほど基礎年金番号は大切なものです。

3 25年払わないと年金はもらえないと聞いたけど？

老後の年金は原則として、25年（300ヵ月）以上、加入・納付していないともらえません。1956（昭和31）年4月1日より前に生まれた方は、特例で25年より短くてももらえる場合もあります。50歳以上の方の「ねんきん定期便」には老後にももらえる年金の見込み額が書かれています。ここの年金額が書かれているはずの項目に金額ではなく「*****」が書かれているときは、25年以上に足りていない方です。25年は次の期間を合計したものです。

- ①国民年金の保険料を払った期間
- ②国民年金保険料を免除されていた期間
- ③会社で厚生年金などに加入していた期間
- ④カラ期間

①は、国民年金に加入してただけではダメです。

②の免除には全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除の4種類あります。全額免除以外は、免除された以外の残りの金額を払っていただければ、ここには含まれません。③の厚生年金は、国民年金と違い、加入していればOKです。

④の「カラ期間」というのは、年金制度に加入しなくてもよかった期間です。

いちばん多いケースは、1986（昭和61）年3月までの結婚している期間で、その結婚相手が厚生年金に加入している期間です。外国籍の方で、日本に住んでいらっしやった1981（昭和56）年12月までの期間もカラ期間になります。ほかにもいくつかありますので、25年に足りない方はカラ期間を調べてみましょう。

掛け金（国民年金保険料）の項目の最後で、第三号被保険者のことを書きました。1986（昭和61）年4月以降、あなたの配偶者の方が厚生年金などに加入していて、あなたが扶養家族になっていれば、「第三号被保険者」です。（同じ状況で1986（昭和61）年3月まではカラ期間です。）ここの記録が間違っているケースもたくさんありました。すでに今は離婚してしまっても、大丈夫です。

なお、2015（平成27）年10月に消費税が10パーセントになれば、この25年という期間は10年に短縮されます。つまり、国民年金保険料を免除されていた期間が10年あれば、金額はわずかですが老後の年金がもらえるようになるのです。25年ではまったく手が届かなかった方も、10年ならがんばれるかもしれません。10年を超えれば超えた分だけ、年金額も増えます。

4 結局、いくらもらえるの？

正直なところ、国民年金の年金額は20歳から60歳までの40年間、1ヶ月も欠かすことなく保険料を納付したとしても、年間で772,800円という金額です。もし10年で年金がもらえるようになり、しかもその10年が全部、保険料を免除されていた期間だったとします。そうするともらえる金額は年間96,600円、1ヵ月分になおすとわずかに8,050円です。どうでしょうか、少なすぎますよね。でも、保険料が免除されていたのですから、1円も払わなかったのに毎月8,050円が生きている限り、もらえるのです。

*この金額は、2014（平成26）年4月現在の金額です。これからは減っていく傾向です。

なお、障害の年金は、40年納付していなくても772,800円がもらえます。遺族の年金も、何ヶ月納付したかにはかかわらず、もらえるとすればこの金額に子どもの人数によって割増がついた金額です。

5 老齢の年金は何歳からもらえるの？

厚生年金・国民年金とも、原則は65歳からです。ただし、厚生年金に加入していた期間が12ヶ月以上ある方で、男性なら1961（昭和36）年4月1日より前、女性なら1966（昭和41）年4月1日より前に生まれた方は、もう少し早くから厚生年金だけもらえます。

下記の表は、その年齢までに納付期間等が25年に達している場合にもらい始めることができる年齢です。

男性		女性	
昭和28年4月1日生まれまで	60歳から	昭和33年4月1日生まれまで	60歳から
昭和30年4月1日生まれまで	61歳から	昭和35年4月1日生まれまで	61歳から
昭和32年4月1日生まれまで	62歳から	昭和37年4月1日生まれまで	62歳から
昭和34年4月1日生まれまで	63歳から	昭和39年4月1日生まれまで	63歳から
昭和36年4月1日生まれまで	64歳から	昭和41年4月1日生まれまで	64歳から

6 銀行口座がありません。

年金の受け取りは原則として、銀行や郵便局のあなたの口座に振り込みで支払われます。銀行や郵便局の口座は、現在ではご本人が窓口に行かないと新しく作ることはできません。

口座をお持ちでない方は、郵便局で現金と引き換えられる「送金通知書」や「振替払出証書」を送ってもらう方法もあります。委任状で代理人を指定することで、他の人に代わりに窓口に行ってもらうことができます。それぞれ引き換えの期限が決められています。期限を過ぎた場合、一定の期間内でしたら再発行できることもあります。

7 手続をしないでおくと、時効でもらえなくなるらしい

年金がさかのぼってもらえるのは、時効により、最大5年分です。それ以上古いものは受け取れません。せっかく手続をしても「送金通知書」をそのままにしておくと、やはり時効により、現金にすることができなくなります。

年金手帳再交付申請書の見本（12ページ参照）

届書コード	大区分	届書	年金手帳再交付申請書				事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担当者	
2	0	6	2								
① 年金手帳の基礎年金番号		② 生 年 月 日		③ 性別		④ 事由		⑤ 年金手帳交付要否		⑥ 交付要否	
		★ 明治 1 年 月 日 大正 3 年 月 日 昭和 5 年 月 日 平成 7 年 月 日		男. 1 女. 2		1. 紛失 (汚れ) 2. 破損 (汚れ) 9. その他		0. 交付要 1. 交付否		送信	
⑦ 氏 名			⑧ 性 別		⑨ (フリガナ) 住 所						
(氏)			男. 1 女. 2		電 話 ()						
⑩ 最初に被保険者として使用されていた事業所の名称、所在地 (又は船舶所有者の氏名、住所) 及び、取得年月日			名称 (氏名)		所在地 (住所)		取得年月日		年 月 日		
⑪ 現に被保険者として使用されている (又は最後に被保険者として使用された) 事業所の名称、所在地 (又は船舶所有者の氏名、住所)			名称 (氏名)		所在地 (住所)						
⑫ 現に加入している (又は最後に加入していた) 制度の名称及び取得・喪失年月日			★ 1. 国民年金 2. 厚生年金保険 3. 船員保険 4. 共済組合		取得年月日		年 月 日		喪失年月日		年 月 日
平成 年 月 日 提出											
⑬ 上記のとおり被保険者から再交付申請がありましたので、届出いたします。 事業所所在地 〒 事業所名称 事業主氏名 電 話 ()											
⑭ 社会保険労務士の提出代行者印						受 付 印					
						市区町村		年金事務所			

第5部 その他

1 不服申し立て

免除を申請したのに却下された、年金を受け取ろうと思ったら「不支給」とされた、障害年金を請求したら「不支給」とされた、障害の重い1級の障害基礎年金がもらえると思ったら2級とされたなど、受け取ったお知らせの内容に不服があるとき、受け取ってから60日以内に「不服申し立てをします」と申し出てください。電話でも構わないのですが、施設内からでしたら便箋などに内容と申し出る年月日を書いて、発信してください。

この手続は「審査請求」といいます。不服申し立てをする相手は、社会保険審査官です。

どうしても納得いかない場合、審査請求⇒再審査請求⇒裁判の順になります。60日以内に審査請求をしていないと、その先には進めません。今の制度ではどうにもならないこともあります。それでも複数の方が同じ内容で「おかしい」と声を上げることによって、制度が改正されることもあるのです。

2 ご家族との関係について

法律によって、どうしてもご家族でないとできない手続もあります。住民票も、関係が良好なご夫婦でしたら、ご家族で同じ世帯にしておいてください。障害基礎年金にお子様の割増がつくとき、あなたご自身に不幸なことがあってお子様に遺族基礎年金が支給されるとき、同じ世帯の中でしたら手続が簡単です。これらは「生計維持関係」といって、単に戸籍上の親子や夫婦であるだけでなく、お金のやりとり・手紙のやりとりなど、家族としてのつながりがあることが条件になっています。同じ世帯になっていれば住民票を出すだけで足りません。

あなたが独身であれば、年金のことだけを考えれば世帯は分けた方がいいかもしれません。前に書いたように、国民年金保険料が免除になるか判断するとき、世帯主の収入もみて判断します。あなたに収入がなくても世帯主に収入があれば、「世帯主の方に払ってもらってください。」ということになります。もちろん、世帯主の方に納付していただけるのであれば、それが一番です。

3 刑事施設と年金

刑事施設内で受け取れない年金は、「20歳前の初診日による障害基礎年金」のみです。それ以外は、ご自身で保険料を払った、または免除の手続をして認められた期間をもとに計算された年金ですので、堂々と受け取る権利があります。

特に、5年の時効にかかりそうな場合は施設職員の方にご相談ください。

国民年金制度については、2013（平成25）年9月20日に法務省本省から全国の矯正施設長あてに通知が出されており、刑事施設と年金事務所等が協力して年金制度の説明や手続を行うことになっています（詳しくは次のページからの資料をみてください）。

あらゆる手続は、とても時間がかかります。何も問題がなくても、年金をもらう手続をしてから、実際に受け取るまで、3ヶ月かかっています。社会生活に戻るときは住むところを探したり、やらなければならないことが盛りだくさんです。もし施設内から年金の手続をすることができて、外へ出たときにはすでに、すぐに使えるお金が預金通帳に入っていれば、ずいぶんと気持ちも違うのではないのでしょうか。

* この冊子の内容は、2014（平成26）年4月時点の法令等に基づくものです。

追加情報

平成26年10月1日より、収入がない方の免除申請については、住民税等の申告がなくても良いことになりました。

刑事施設内での作業報奨金だけでしたら、「所得なし」になります。

国民年金保険料免除申請書の③の★前年所得のところは、「なし」に○をつけてください。



参考資料

矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について（通知）

法務省矯成第2064号
平成25年9月20日

矯正管区長殿
矯正施設の長殿
矯正研修所長殿（参考送付）

法務省矯正局成人矯正課長 大橋 哲
法務省矯正局少年矯正課長 柿崎伸二

矯正施設収容中の者に対する 国民年金制度に関する指導等について（通知）

標記について、本日付け法務省矯成第2063号矯正局長通達「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」（以下「通達」という。）が発出され、本年9月24日から実施されますが、その実施に当たって、日本年金機構との協力体制の下、下記のとおり指導等を行うこととしましたので、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知の発出については、厚生労働省年金局事業管理課及び日本年金機構と協議済みであり、本日付けで、別添のとおり、厚生労働省年金局事業管理課から日本年金機構に対し、本通知と同趣旨の通知が、また、日本年金機構から年金事務所及び日本年金機構ブロック本部に対し、本通知と同趣旨の指示文書が、それぞれ発出されています。

おって、平成17年10月6日付け法務省矯成第7084号成人矯正課長及び少年矯正課長通知「矯正施設収容中の者の国民年金の取扱いについて」並びに平成24年3月26日付け法務省矯成第641号成人矯正課長及び少年矯正課長通知「矯正施設収容中の者への国民年金制度の周知徹底に関する日本年金機構との協力体制について」は、本年9月24日付けで廃止します。

記

- 1 国民年金制度に関する指導について
(1) 通達記の1の(1)に基づき、矯正施設収容中の者（以下「被収容者」という。）に対し、国民年金制度を周知徹底するに当たって

は、少なくとも別添1の記載事項について「生活のしおり」等の冊子に記載すること。また、被収容者に対し、国民年金制度について指導を行うに当たっては、場合により、年金事務所又は日本年金機構ブロック本部（以下「年金事務所等」という。）の職員による指導を受けることができる旨を周知徹底するよう努めること。

- (2) 通達記の1の(2)及び(3)に基づき、刑事施設及び少年院において、受刑者及び在院者に対し、申請による保険料納付の免除に関する指導を行うに当たっては、年金事務所等の協力を得るなどして、必要となる国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除申請書」という。）をあらかじめ整備しておくこと。

- (3) 年金事務所等の職員による国民年金制度に関する指導等

ア 被収容者から国民年金制度に関する照会等の申出がなされ、矯正施設の職員において回答することが困難な場合には、年金事務所等の職員による指導等を受けることができる旨を説明の上、当該被収容者がこれを希望すれば、照会等の内容を具体的に記載させた願箋等の書面をもって出願させた後、年金事務所等に連絡し、協力を要請すること。

イ 年金事務所等の職員が矯正施設に赴き、集団又は個別の面談等の方法により、国民年金制度に関する指導等を実施する場合には、事前に双方の担当者間で打合せを行い、面接室等の適切な場所（場合によっては面会室を使用して差し支えない。）を用意するほか、年金事務所等の職員への届書提出の申出があった際には、迅速に宅下げ手続をとるなど、可能な範囲において、便宜供与を図ること。

ウ 年金事務所等の職員が矯正施設に赴き、指導等を実施するに当たっては、一定数の出願が集まった時点で連絡を取るなど、配慮すること。

エ 年金事務所等の職員による指導等は、必ずしも面談によることを要するものではなく、被収容者が直接、照会等を行うため、住所地の市町村等や年金事務所等に発信することは差し支えないこと。

(4) 矯正施設において、国民年金制度に関する各種届書用紙や被収容者への閲覧用の国民年金制度に関するパンフレットを整備すること、年金事務所等の職員を講師として招へいすることなど、被収容者に対し国民年金制度に関する指導等を行うために必要な措置を講じるに当たって、年金事務所等に協力を依頼すれば、可能な範囲において、協力を得ることができること。

2 免除申請書の提出等について

(1) 刑事施設及び少年院においては、被収容者が作成した免除申請書については、職員に提出させた後、遅滞なく、施設所在地の年金事務所等に引き継ぐこと。ただし、受刑者又は在院者が自ら直接年金事務所等に提出することを希望した場合にはこの限りでない。

なお、年金事務所等への免除申請書の引継方法については、あらかじめ各矯正施設所在地の年金事務所等と調整すること。

(2) 国民年金に係る手続を行う際の関係書類の提出先は、原則として被収容者の住民登録のある市区町村長又は当該住所を管轄する年金事務所となるが、上記1の(1)の年金事務所等の職員による指導の際に関係書類が提出された場合など、当該住所を管轄する以外の年金事務所等に提出された関係書類についても、年金事務所等において本来の提出先に回送する等の便宜供与が図られること。

(3) 免除申請書の提出等、国民年金に関する事項については、被収容者の種類に応じ、それぞれ、被収容者身分帳簿、少年簿又は婦人簿(以下「身分帳簿等」という。)の視察表又は行動観察票に記載すること。

3 協力を要請する年金事務所等

被収容者に対し国民年金制度に関する指導を行うに当たり、協力を要請する年金事務所等は、別添2の都道府県別年金事務所等・矯正施設対応表のとおりとすること。

4 その他

(1) 国民年金手帳を領置した場合には、その旨を身分帳簿等の表紙部分の備考欄に記載する

こと。

(2) 被収容者から、障害年金等の請求手続に必要であるとして、診断書の交付の願い出があった場合、年金法令上必要であると認められるときは、これを交付すること。

(3) 保険料の納付や免除申請が受理されるためには事前に住民登録がなされていることが必要であるが、住民登録が行われていない被収容者については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続を行うことも可能であるため、被収容者から住民登録したい旨の申出があった場合は、市町村宛での発信を認めたり、住民登録の手続の調整を図ったりするなど、必要な対応を行うこと。

(4) 少年院においては、対象となる在院者の父母等に対しても国民年金制度の概要を適宜の方法で説明するとともに、同制度に係る手続について、その意向を確認すること。

(5) 婦人補導院においては、必要に応じて、在院者に対し、刑事施設における受刑者に対する国民年金制度に関する指導に準じた対応を行うこと。

記載事項

1 国民年金制度について

(1) 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自必要な手続を行うこと。

なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができること。

(2) 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときのための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があること。

(3) 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるので、必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には、下記2の手続を行うこと。

(4) 保険料は、納付期限(翌月末日)から2年以内であれば納付することができること。

2 保険料免除制度等について

- (1) 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合等、届出によって、保険料納付の免除を受けられるほか(法定免除)、所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが著しく困難な場合は、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続きを行うこと(申請免除)。
- (2) 所得が少ないことを理由に保険料納付の免除を申請する場合は、住民登録をしている市区町村に対する税の申告が必要であり、住民登録が行われていない者については、矯正施設の所在地を住所として住民登録する手続きを行うことも可能であること。
なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められるが、矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しないものであること。
- (3) 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があること。
- (4) 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので、注意すること。
- (5) 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われること。

(6) 30歳未満の者について、所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合は、住民登録をしている市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の猶予が認められる場合があり(若年者納付猶予)、若年者納付猶予の審査は、本人と配偶者の前年の所得により行われること。

(7) 申請免除と若年者納付猶予の承認期間については、現行では直近の7月までの遡りとなっているが、平成26年4月からは、保険料の納付が可能である過去2年分まで遡及して承認されること。

(8) 申請免除及び若年者納付猶予の申請は、毎年度行う必要があること。ただし、全額免除及び若年者納付猶予に限っては、翌年度以降も免除等の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を省略できる場合があること。

(9) 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができること。

3 その他について

年金について不明な点がある場合には、施設において閲覧資料を備え付ける等しており、また、保険料納付や年金見込額試算など、本人の年金記録等に基づく相談を希望する場合は、最寄りの年金事務所等の職員による指導等を受けることもできるので、職員に申し出ること。

受刑者のための年金ガイド

初版/2014年10月1日

執筆/山本三智子(社会保険労務士)

監修/海渡双葉(弁護士)



監獄人権センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-3-16 ライオンズマンション御苑前703

TEL&FAX:03-5379-5055 E-mail:cpr@cpr.jca.apc.org URL:http://www.cpr.jca.apc.org

年会費(1口):一般5000円/学生3000円 郵便振替口座:00100-5-771629 監獄人権センター

この冊子はLUSH JAPAN チャリティバンクの助成を受けて作成しました。